

## 事業再評価対象個別事業の論点について

各個別事業について、以下について確認する

- ・ 各視点での所管局の説明が理解できるものかどうか
- ・ 各視点での評価の根拠となる事項が認められるものであるかどうか
- ・ 所管局の評価結果が妥当であるかどうか、妥当でないならばどの評価分類が妥当であるか。

### ■街路事業

#### 1 「豊里矢田線（北田辺）」

##### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

##### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

###### 《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、本地域の機能的な道路ネットワークを構築し、周辺道路の渋滞緩和を図るため重要であり、また、大阪市防災まちづくり計画において周辺地区が防災性向上重点地区に指定されており、防災上重要な路線であることから、依然として事業実施の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

###### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 建設局で「完了期間宣言防災路線」として重点的に予算を配分することとしており、平成 27 年度の整備完了という説明は理解できるものかどうか。
- ・ 事業が長期化している理由として用地取得の難航と説明しているが、現在では用地取得率が 92%となっており、今後重点的に事業を実施することとしていることから、事業完了の実現可能性は高いと認められるかどうか。

###### 《 事業の優先度 》

- ・ 本路線は、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる「完了期間宣言防災路線」として位置付けていること、事業遅延により、周辺道路の渋滞緩和や防災機能の発揮が遅れること、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することから事業遅延による影響が大きいという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 重点密集市街地では地震時に大きな被害が予想され、緊急度は高く、事業遅延による影響は極めて大きいと認められるかどうか。

## 2 「河堀口舍利寺線」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 本路線を含む生野区南部地区一帯は、老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな影響を受ける恐れがあることから面的整備が進められている。その中で地区中央部を東西に貫通する道路として、早期整備を求める嘆願書が住民から提出されており、また、防災性向上重点地区に位置付けられ、防災上も重要であることから、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しており、事業が長期化しているが、市民の要望の高まりを背景に、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、面的整備としての生野区南部地区整備事業の完了年度である平成 31 年度の事業完了をめざすこととしているという説明は理解できるものかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 本事業の遅延により、地元住民からの早期整備要望に答えることができず、防災機能の発揮歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の発揮が遅れること、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することから事業遅延による影響が大きいという説明は理解できるものかどうか。

## 3 「鞍作線」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 事業採択時には進行中であった加美地区の住宅整備が現在では完了しており、道路利用者が

増加していることから、依然として本事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。

- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しているとともに、財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、限定的な事業実施となるため、事業完了には長期間を要するが、地権者の買取要望への対応等一定の進捗が見込まれるという説明は理解できるものかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 一部区間においては歩道整備が完了し、大部分において歩道の連続性が確保されるなど、一定の事業効果は発現しているが、一部未整備であり、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することから事業遅延による影響があるものという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 事業遅延によりまとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備を実施し、事業遅延による課題の対応に努め影響は比較的小さいと認められるかどうか。

## 4 「尼崎堺線(西成南)」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、湾岸地域を通過しているため大型車の交通量が非常に多く、また、沿道利用は工場から大型店舗等に転換するなど、生活圏に変化しているが、現道の歩道は幅員が狭く、歩行者、自転車利用者等にとって交通安全上問題であり、歩道拡幅整備の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しているとともに、財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、限定的な事業実施となるため、事業完了には長期間を要するが、地権者の買取要望への

対応等一定の進捗が見込まれるという説明は理解できるものかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 一部区間においては歩道整備が完了しており、未整備部分も狭い歩道が整備されている箇所はあるが、連続性が保たれておらず、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受や、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受、避難路としての防災機能の発揮が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することから事業遅延による影響があるという説明は理解できるものかどうか。
- ・ ただし、事業遅延によりまとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備を実施し、事業遅延による課題の対応に努め影響は比較的小さいと認められるかどうか。

## 5 「十三吹田線」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 本路線の整備により、淀川区から吹田市に至る幹線道路ネットワークの形成、幅員 6 m 未満の狭幅員道路が多い当該地区の歩行者等の安全性の向上、防災性の向上が図られることから必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 事業採択時点に比べ、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しているとともに、財政状況が悪化しており限られた予算の中で本路線への重点的な予算の配分は難しく、限定的な事業実施となるため、事業完了には長期間を要するが、地権者の買取要望への対応等一定の進捗が見込まれるという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 事業開始年度より、工事についてはほとんど進捗しておらず、用地取得率も 55% と低い状況にあり、買取要望への対応等一定の進捗は見込まれるものの、完了までの見通しは立っていない状況であると認められるかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 現況道路は、幅員 6m 未満の道路が多く、防災上の問題の解消、歩行空間の確保による歩行者の安全安心の享受、沿道環境改善による周辺地域への事業効果の享受が遅れ、また、都市計画法による制限が長期にわたって継続することから事業遅延による影響は大きいという説明は理解できるものかどうか。

## 6 「天王寺大和川線」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、密集市街地が広く分布している J R 阪和線沿線地域の防災性の向上、J R 阪和線各駅へのアクセス機能の強化、都市環境改善等、様々な機能を併せもつ道路としての整備をめざしており、アメニティ豊かで緑豊かな道路整備の側面に着目すると費用便益分析については、小規模公園における分析手法の適用が適当としている。また、地域協働の取り組みの実施による地域コミュニティの育成や地域への愛着の醸成、その他、道路機能の確保による地域内のアクセス機能の向上等、定量的な便益に換算していない効果もあり、投資効果はさらに高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、定量的に算出できる部分のみでも B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本路線は、整備前の段階から地域協働に取り組む等、従来の都市計画道路とは異なる先進的な手法を用いて事業を進めており、沿線地域における本事業に対する関心は非常に高く、早期の事業推進が求められている。また、区間北側の約半分が、大阪市防災まちづくり計画における防災性向上重点地区に位置しており、更その内の阿倍野区天王寺町南 1 丁目（起点）から文の里 4 丁目（木津川平野線）までの延長 1400m の区間は、特に優先的な取り組みが必要な重点密集市街地内にある「完了期間宣言防災路線」として位置づけている。このため、建設局として、重点的に予算を配分し、平成 29 年度の事業完了をめざすという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 事業開始時には J R 阪和線の高架化事業が進行中であったが、現在は、既に完了しており、広大な用地が確保されている状況にあり、沿線地域の関心の高さもあり、事業完了の実現可能性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 本路線は、整備前の段階から地域協働に取り組む等、従来の都市計画道路とは異なる先進的な手法を用いて事業を進めており、平成 20 年度より地域協働の天王寺大和川線みち・みどり会議等を開催し、整備前にとどまらず、整備後の地域協働活動の実現及び、協働機運持続及び向上を図ることを目的として、会議メンバーが中心となり、自発的に様々な活動を行っている。このため、沿線地域における本事業に対する関心は非常に高く、早期の事業推進が求められている。このため、事業が遅延した場合には、地域協働の機運を中断することとなり、

地域コミュニティの育成、地域や街全体に対する愛着の醸成に遅滞が生じるとともに、これまでつちかってきた信頼関係を失う要因となり、以後の事業実施に支障を及ぼすことという説明は理解できるものかどうか。

- ・ また、一部区間については、地震時における重点密集市街地の被害を軽減するための防災環境軸の核となる「完了期間宣言防災路線」として位置付けており、重点密集市街地では地震時に大きな被害が予想され、緊急度は高い。これらのことから事業遅延による影響は極めて大きいと認められるかどうか。

## 7 「正蓮寺川歩行者専用道」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、正蓮寺川周辺地域に集積する公共公益施設等を結ぶ歩行者ネットワークの基軸を形成し、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとして、地域の防災性を向上させるものであるため、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 本事業は、公園と一体的に正蓮寺川歩行者専用道の整備を実施するものであり、費用便益分析にあたっては正蓮寺川公園と一体で考えることが適当であるとしている。その結果、B/Cが1を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があり、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である平成 32 年度の事業完了をめざすという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 本事業は、阪神高速道路の上部を有効利用するもので、用地買収の必要が無く、また、先行工事も進捗が図られており、現在の予定である平成 25 年の工事着手の目途も立っていることから、事業完了の実現可能性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として多くの関連事業と連携して事業進捗を図る必要があり、遅延により他の関連事業に与える影響は大きいという説明は理解できるものかどうか。
- ・ また、沿線の各施設を繋ぐ歩行者ネットワークの基軸を形成するとともに、広域避難場所である高見地区までのアクセスルートとして防災上も重要な路線であり、地元住民からも早期

整備を求められていることから、事業遅延による影響は大きいと認められるかどうか。

## ■道路事業

### 8 「市道西成区第 369 号線道路改良事業」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

#### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

##### 《 事業の必要性 》

- ・ 本路線は、沿道に運輸、倉庫業など産業施設が立地し、地域の経済・産業を支える重要な補助幹線道路として利用されているが、これらの産業施設に起因する大型自動車の交通量が非常に多く、歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために事業の必要性は依然として高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

##### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航していたことから、事業が長期化している。一方、全体での用地取得率は 61%であるが、民有地に限れば 95%に達しており、今後も一定区間用地確保が完了した箇所から順次整備を進めることにより、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化等、早期に事業効果を発現しつつ、平成 26 年度の事業完了をめざすこととしており、事業完了の見通しがあると認められるかどうか。

##### 《 事業の優先度 》

- ・ 道路予定地には道路法第 91 条第 1 項により土地利用などに関して制約されることから、土地・建物所有者に対する制約（土地の形質変更や工作物の新設・改築等）が長期化することとなるという説明は理解できるものかどうか。
- ・ また、本路線は狭隘な道路であるが、事業採択時点より依然として大型自動車の交通量が多く、緊急避難場所に指定されている西成公園や西成高校などの公共施設も面しており、歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために早急な道路整備が必要であることから、事業遅延による影響は大きいとしている。

### 9 「主要地方道住吉八尾線道路改良事業」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 平成 16 年に本路線の北側にある都市計画道路大和川北岸線が平成 16 年に完成したが、東端で接続する主要地方道大阪狭山線の北方面への左折しかできないため、南方面への通行には本路線を利用する必要があり交通量が多く、歩行者ならびに自転車の安全対策及び路線バスや緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のため、事業の必要性は依然として高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 用地取得において、事業採択時点以降、土地価格が下落傾向にあること等により、用地買収が難航しており、事業が長期化しているが、土地収用への移行も視野に入れ引き続き用地取得を進め、今後も一定区間用地確保が完了した箇所から順次整備を進めることにより、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化等、早期に事業効果を発現しつつ、平成 26 年度の事業完了をめざすこととしており、完了時期の見直しがあると認められるかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 本路線は狭隘な道路であるが、通学路やバス路線に指定されており、歩行者ならびに自転車の安全対策及び路線バスや緊急車両を含む自動車の円滑な交通の確保のために早急な道路整備が必要であることから、事業遅延による影響は大きいと認められるかどうか。

## ■橋梁事業

### 10「主要地方道大阪狭山線(下高野橋)橋梁架替事業」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 下高野橋は昭和 2 年に架橋されてから既に約 80 年が経過しており、老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善などに寄与する事業であり、事業としての必要性は高いとしている。

- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、道路拡幅工事、橋梁下部・上部工事、既設橋撤去工事など、多数の工事を順次行う必要があり、また、河川区域内は非出水期間（11 月から翌 5 月末まで）以外の工事が認められないため、当初より長期にわたる事業となっている。
- ・ 下高野橋南詰の不法占拠物件の対応に時間を要したため、取付道路工事および既設橋撤去工事の遅れにより事業が長期化していたが、この問題が解決したことから、下高野橋の新橋架設工事を平成 23 年度に完了し、引き続いて既設橋撤去工事を行い平成 27 年度の事業完了をめざすこととしており、完了時期の実現可能性が高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 架橋されてから既に約 80 年が経過した本橋の老朽化は年々深刻さを増しており早急に対策が必要である。また、地域に密着した主要な生活道路として市民に広く利用されており、沿線地域からも橋梁の架替、狭隘な道路幅員の解消に期待が寄せられている。さらに、径間長が短く橋脚が多い等、治水上の問題があり、早急に対策が必要であるという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 以上のことから、本事業の緊急性は高く、事業遅延の影響は極めて大きいと認められるかどうか。

## ■公園事業

### 11「正蓮寺川公園」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

#### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

##### 《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、国道 43 号と河川により地域が分断されている正蓮寺川周辺地区に緑地やアメニティ性の高いオープンスペースを提供するとともに、広域避難場所に位置付けられている高見地区へのアクセスルートとして、地域の防災性を向上させるものであるため、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 本事業は、公園と一体的に正蓮寺川歩行者専用道の整備を実施するものであり、費用便益分析にあたっては正蓮寺川歩行者専用道と一体で考えることが適当であるとしている。その結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として進めているため、高速道路事業をはじめとした関連事業と連携して事業進捗を図る必要があり、引き続き関連事業の工事進捗を勘案しながら、着実な事業実施を進め、正蓮寺川総合整備事業全体の完成目途である平成 32 年度の事業完了をめざすという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 本事業は、阪神高速道路の上部を有効利用するもので、用地買収の必要が無く、また、先行工事も進捗が図られており、現在の予定である平成 25 年の工事着手の目途も立っていることから、事業完了時期の実現可能性は高いと認められるかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 本事業は、正蓮寺川総合整備事業の一環として多くの関連事業と連携して事業進捗を図る必要があり、遅延により他の関連事業に与える影響は大きいという説明は理解できるものかどうか。
- ・ また、緑豊かなオープンスペースを早期に提供する必要があり、広域避難場所である高見地区までのアクセスルートとして防災上も重要な路線であり、地元住民からも早期整備を求められていることから、事業遅延による影響は大きいと認められるかどうか。

## 12「津守中央公園」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は用地取得率が 100%、工事進捗率が 95.7%と事業進捗率が高いことから、費用便益分析については省略している。前回の事業再評価（平成 18 年度）において B/C が 1 を超えており、一部供用している区域において既に大勢の人々に広く利用されていることから、投資効果があり事業の必要性は高いものと想定される。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 当初の事業計画区域については、施設整備を完了し既に一般の利用に供している一方、平成 16 年度に都市計画変更を行い拡張した区域については、平成 21 年度の用地の再取得完了後、早期に施設整備を着手予定であったが、厳しい財政状況の中で施設整備に時間を要し、事業が長期化しているという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 用地取得については完了し、工事進捗率は 95.7%と高いことから、施設整備にかかる予算確保に努め、平成 24 年度に実施設計、平成 25 年度に施設整備工事を行い、平成 25 年度中の事業完了をめざすとしており、事業完了時期の実現可能性が高いと認められるかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 計画区域の 95%を施設整備のうえ一般の利用に供しており、大勢の人々に広く利用されている一方で未整備区域がいまだに残っており、早期整備完了が待たれているという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 交通量が多く幅員の大きい新なにわ筋に面した側にフェンス等で囲まれた未整備区域が残っており、景観上問題があることから、事業遅延への影響は大きいと認められるかどうか。

## ■住宅地区改良事業

### 13「長橋住宅地区改良事業」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（B）：着実に継続実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

#### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 劣悪な住環境や災害の際に危険であるなど、多くの問題を抱える長橋地区において、オールクリアランスによる計画的な事業推進により、改良住宅の建設、道路・児童遊園・集会所等の施設整備を行うことで、地区住民に良好な住環境を有した良質な住宅を提供し、必要な居住水準を確保するとともに、住宅の不燃化や道路幅員の拡幅によって地区の防災力の向上も図れることから、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性はあると認められるものの、B/C が 1.01 とそれほど大きくないことから、今後、事業進捗に応じて建設戸数の精査やコストの縮減を行うなど、効率的・効果的に事業を実施していくことが必要であると考えられるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 地価の下落にともない、以前ほど補償が受けられないことや、未買収地の大部分を占める大地主が経営する賃貸住宅に、不良住宅であるにもかかわらず低所得者層を中心に現在住宅への新たな入居ニーズがあり、現在の住宅のままでも、安定した家賃収入を得ているため、大地主が用地買収に応じないため用地取得交渉が進展しない状況にあるが、地価の下落率が減少に転じつつあることもあり、大地主が事業協力に理解も見せつつあり、他の土地所有者も含め粘り強く交渉を進め平成 27 年度の事業収束をめざすという説明は理解できるものかどうか。
- ・ これまで交渉を継続的に行ってきたにも関わらず前回および今回の再評価でいずれも完了年度の延長を行っているが、地価の下落率が減少、大地主の事業協力への理解という説明をもって事業完了の見通しがあると認められるかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 南海・東南海地震などの大規模地震の発生が危惧されている中、自主建替が見込めない住宅密集市街地である当該地区における対策は緊急性が高く、事業遅延による影響が極めて大きいと認められるかどうか。

## ■公害防止対策事業

### 14「公害防止対策事業」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

#### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、底質ダイオキシン類の環境基準を達成するとともに、地方公共団体の責務として、当該地域の自然的社会的条件に応じた底質ダイオキシン類による環境汚染防止やその除去等に関する施策を実施し、市民の更なる安心・安全を確保するものであり、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 厳しい本市財政状況のなか、全体事業費 147 億円に対し年間 1 億円程度と限られた事業費となっており、早期の事業完了は難しいが、発生したダイオキシン類を含む底質への対応は必要であることから、予算の確保により一定の進捗が見込まれるという説明は理解できるものかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 港湾区域の水質ダイオキシン類について毎年モニタリング調査を実施し、水質の環境基準を超過していないことから直ちに健康被害が生じる状況でないことを確認しており、事業遅延による影響は小さいと認められるかどうか。

## ■環境整備事業

### 15「此花西部臨港緑地整備事業」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業休止（D）：複数年にわたって予算の執行を行わないもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

### ※評価の視点ごとの確認事項および意見

#### 《 事業の必要性 》

- ・ 本事業は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを核とする此花西部臨海地区の開発に併せて、水際線を親水性の高い潤いのある景観の創出や市内外の来訪者はもとより周辺住民の憩いの場、パブリックアクセスの一角として緑豊かな拠点整備を行うとともに、大阪港港湾計画に基づき「防災緑地」として災害応急対策活動に資する緑地として整備するものであり、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

#### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業は、大阪府が進めている堤防事業の上部に園路工等を整備し、緑地施設として供用を行うものであるが、平成 15 年 1 月に堤防の下部において亀裂・陥没が発見され、協議により大阪府が補修を行うこととなったため、平成 16 年度より事業を休止している。前回評価時においては、大阪府は、堤防補修工法を検討、試験施工と検証を行い、平成 23 年度より実施施工を行い、大阪市の事業再開を平成 24 年度としていたが、大阪府の検討委員会の中で一定の評価を受けているものの、新技術及び新工法を積極的に取り入れていく必要があるとされており、実施施工を開始する目途が立っていない。
- ・ 大阪市では、再評価時に事業再開年度を平成 24 年度とし、事業完了予定年度を平成 28 年度と定めていたが、大阪府の事業計画が確定していないため、本事業の整備再開の時期について大阪府と調整を行い、事業再開後 5 年間での事業完了をめざすという説明は理解できるものかどうか。

#### 《 事業の優先度 》

- ・ 現在、ホテルや結婚式場が立地している箇所の緑地は既に供用を行っている。今後、未整備箇所で本格的に立地が進むと景観等の問題発生が懸念されるため、事業遅延の影響は大きくなると考えられるが、未整備の箇所の背後は、土地利用がまだ進んでいないため、現時点での影響は少ないと認められるかどうか。

## 16 「中央突堤臨港緑地整備事業(物揚場整備事業を含む)」

### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（C）：限定的な実施にとどまるもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

## ※評価の視点ごとの確認事項および意見

### 《 事業の必要性 》

- ・ 当該緑地は、天保山築港地区の再開発事業のアメニティの核となる緑地で、シンボル緑地・休息緑地・修景緑地・親水緑地として整備するとともに、大阪港港湾計画に基づき「防災緑地」として災害応急対策活動に資する緑地として整備するものであり、事業の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業においては、区域の一部を埋め立てて緑地造成を行うこととしており、埋め立てが完了するまでは、既存区域の緑地整備を行い、埋め立ての進捗に合わせて埋立部の緑地整備を行う計画であるが、埋め立ての前段となる護岸造成において、基礎工事が遅延したこと、また公共残土の受け入れ時期が延伸する見込みとなったことから、埋立の工事期間を延伸し、さらに、本市の近年の財政状況が厳しいことから限定的な実施になるため、事業が長期化しているという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 既存区域の緑地整備や物揚場整備を優先的に実施し、コスト削減策を十分に検討した上で、埋立造成等に着手する予定であり、限定的な実施ではあるが、一定の進捗が見込まれると認められるかどうか。

### 《 事業の優先度 》

- ・ 埋め立てによる緑地造成を行う区域については、完了予定年度が遅れる予定であるが、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設に近い部分の緑地については既に供用しており、残る既存区域の緑地整備及び物揚場整備についても事業進捗を図り一定の機能を確保することで、遅延に伴う影響を最小限に抑えるという説明は理解できるものかどうか。
- ・ また、防災緑地としては、将来的にはより広いオープンスペースが必要であるが、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているため、遅延による影響は少ないと認められるかどうか。

## ■土地造成事業

### 17「新人工島土地造成事業」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業休止（D）：複数年にわたって予算の執行を行わないもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

## ※評価の視点ごとの確認事項および意見

### 《 事業の必要性 》

- ・ 大阪市の内陸部は高密度の土地利用が進んでおり、港湾整備や港湾機能の維持管理に伴い発生する浚渫土砂や公共事業に伴う陸上残土を大量に受け入れることが困難であり、安定的な受入れを実施するために、海面処分場を整備する必要性は高いという説明は理解できるものかどうか。
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

### 《 事業の実現見通し 》

- ・ 本事業については、港湾局事業の優先度を考慮し、平成 21 年度に隣接する 1 区との取合い部の護岸整備までは実施し概成したが、平成 22 年度以降は休止しており、社会経済情勢の変化に伴う土砂発生量の減少や他の処分場の活用により、夢洲地区の受け入れ期間が延期する見込みとなったため、全体事業の完了年度を平成 37 年度に延長している。当面事業の進捗は見込めないが、事業再開に向けて社会経済情勢の変化や土地利用ニーズ等を踏まえ、事業費の確保や償還スキームのあり方を検討するとしており、再開後の事業進捗の見通しはあると認められるかどうか。

### 《 事業の優先度 》

- ・ 事業が遅れることで、夢洲地区（処分場）の残容量が逼迫することとなるが、当面は、浚渫土砂の発生の抑制や他の処分場の活用を検討する必要があるという説明は理解できるものかどうか。

## ■水道施設整備事業

### 18「泉尾配水場建設工事」

#### 【有識者会議の意見】

- ・ 所管局の評価結果「事業継続（A）：重点的に実施するもの」は妥当であるかどうか。
- ・ 付すべき意見はないか

## ※評価の視点ごとの確認事項および意見

### 《 事業の必要性 》

- ・ 周囲を河川・海域で囲まれた地域特性上、震災時等における応急給水活動拠点や緊急的な配水運用拠点の確保が困難であることから、本配水場の早急な整備の必要性は高いという説明は理解できるものかどうか
- ・ 費用便益分析の結果、B/C が 1 を超えていることから、投資効果があり事業の必要性は高いと認められるかどうか。

《 事業の実現見通し 》

- ・ 土質ボーリング調査の結果、想定より地盤の状態が悪く地盤改良工事を行う必要が生じ工事工程が長期化した。地盤改良工事ならびにそれ以降の工種については重複施工や複数班投入などにより、工期短縮を図り、平成 24 年度末での完成をめざすとしていることは認められるかどうか。

《 事業の優先度 》

- ・ 東日本大震災の発生により多様なリスクへの備えの必要性が向上していること、市民の防災意識が向上していることから、震災対策の一つとして、震災時における配水池への応急給水目標量確保に向けた早急な対策が求められている。今後 30 年での発生確率が比較的高い東南海・南海地震は、大阪市域にも多大な被害を及ぼすと想定されており、緊急性が高い事業であることから、事業遅延による影響は極めて大きいと認められるかどうか。